

第 184 回宮城県都市計画審議会議事録

日 時：平成 29 年 3 月 23 日（木）

午後 1 時 30 分から午後 3 時 15 分まで

場 所：県庁行政庁舎 9 階 第 1 会議室

○次第

1 開 会

2 報 告

第 183 回宮城県都市計画審議会議案の処理について

3 議案審議（5 件）

議案第 2338 号 志津川都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の変更について

議案第 2339 号 亘理都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の変更について

議案第 2340 号 山元都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の変更について

議案第 2341 号 特殊建築物の敷地の位置について

議案第 2342 号 特殊建築物の敷地の位置について

4 そ の 他

5 閉 会

○出席委員

阿留多伎 眞人	尚綱学院大学環境構想学科教授
伊 藤 恵 子	株式会社はなやか代表取締役
伊 藤 直 司	元宮城県公営企業管理者
牛 尾 陽 子	公益財団法人東北活性化研究センターフェロー
内 田 美 穂	東北工業大学工学部環境エネルギー学科准教授
徳 永 幸 之	宮城大学事業構想学部教授
舟 引 敏 明	宮城大学事業構想学部教授
松 尾 元	農林水産省東北農政局長（代理）
尾 関 良 夫	国土交通省東北運輸局長（代理）
川 瀧 弘 之	国土交通省東北地方整備局長（代理）
奥 山 恵美子	宮城県市長会会長（代理）
村 上 英 人	宮城県町村会会長（蔵王町長）
齋 藤 正 美	宮城県議会議員
高 橋 啓	宮城県議会議員

（以上 14 名，敬称略）

○審議結果

- ・議案第 2338 号（志津川都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の変更について）
【議決】原案を承認する。
- ・議案第 2339 号（亶理都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の変更について）
【議決】原案を承認する。
- ・議案第 2340 号（山元都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の変更について）
【議決】原案を承認する。
- ・議案第 2341 号（特殊建築物の敷地の位置について）
【議決】原案を承認する。
- ・議案第 2342 号（特殊建築物の敷地の位置について）
【議決】原案を承認する。

平成 29 年 3 月 23 日（木）午後 1 時 30 分 開会

1 開 会

○事務局（大内総括） ただいまから第 184 回宮城県都市計画審議会を開催いたします。

（1）会議の成立

○事務局（大内総括） 議事に入ります前に本日の会議の定足数でございますが、現時点におきまして代理出席の方を含め 14 名の委員の御出席をいただいております。定足数の 10 名を超えておりますので、都市計画審議会条例第 5 条第 2 項の規定により、会議が有効に成立していることを御報告申し上げます。

傍聴される方々をお願いいたします。会議の傍聴に当たりましては、お手元に注意事項をお配りしておりますので遵守いただきますようよろしくお願い申し上げます。また、委員の皆様におかれましては、御発言の際はマイクをお渡しいたしますので、恐縮ではございますが挙手をいただきますようお願い申し上げます。

続きまして、本日の配付資料について御説明申し上げます。委員の皆様には事前に議案書及び議案書別冊をお渡ししております。また、机上に、パワーポイントのスライドを印刷したもの、BRTパンフレット、座席図及び委員名簿を配付しております。資料に不足はございませんでしょうか。

それでは、審議をお願いいたしますが、会議の議長は、都市計画審議会条例第 5 条第 1 項の規定により会長が行うことになっておりますので、舟引会長、よろしくお願い申し上げます。

（2）議事録署名人の指定

○舟引議長 初めに、本日の審議会の議事録署名人を指名させていただきます。伊藤直司委員と齋藤正美委員をお願いいたします。

2 前回議案の処理報告

○舟引議長 次に、第 183 回の審議会における議案の処理状況について、事務局から報告願います。

○事務局（尾形都市計画課長） それでは、前回の議案の処理結果につきまして御説明いたします。お手元の『議案書』の 3 ページを御覧ください。前回御審議いただいた議案でございます。前回、第 183 回の審議会におきまして、議案第 2334 号「仙塩広域都市計画区域区分の変更について」ほか 3 件について御審議いただきました。議案第 2334 号から第 2336 号については、処理結果の欄に記載のとおり、所定の手続きをすべて完了してございます。また、第 2337 号の「仙塩広域都市計画事業名取市閑上地区 被災市街地復興土地区画整理事業の事業計画変更に対する意見書」につきまして、1 月 4 日付けで、知事から、意見書提出者に対し、意見書が採択されなかった旨を通知し、1 月 6 日付けで、知事が事業計画を認可しております。前回議案の処理報告については、以上でございます。

○舟引議長 ありがとうございます。以上の報告について、御質問等はございませんか。

(「なし」の声)

○舟引議長 それでは、以上で、第 183 回の審議会における議案の処理報告を終わります。

3 議案審議

○舟引議長 続いて議案審議に入ります。本日の審議件数は、議案第 2338 号から第 2342 号の 5 件となっております。円滑な議事運営に努めて参りますので御協力をお願い申し上げます。

それでは、議案第 2338 号「志津川都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」を議題といたします。事務局から議案の内容を説明願います。

議案第 2338 号 志津川都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について

○事務局（尾形都市計画課長） 今回の付議議案のうち、議案第 2338 号から第 2340 号までの 3 件につきましては、志津川、亘理、山元都市計画区域における整備、開発及び保全の方針の変更についてとなります。議案の説明に入ります前に、「本県の都市計画区域」や「整備、開発及び保全の方針」、「各市町における復興まちづくり」などについて、スライドによりご説明させていただきたいと思っております。お手元にスライド資料も配布しておりますので、見にくい部分につきましては、そちらも併用してご覧いただければと思います。

都市計画区域とは、自然的及び社会的条件並びに人口、土地利用、交通量等の現状及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域のことであり、この都市計画区域の指定により、その区域に都市計画法や関連法令が適用されることとなります。都市計画区域は市町村ごとの行政区域にとらわれるものではなく、必要があるときは、当該市町村の区域外にわたり、指定することができることとなっております。本県では、35 市町村のうち 33 市町村において 12 の都市計画区域を指定しております。ピンク色で示している仙塩広域、石巻広域都市計画区域では、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため市街化区域と市街化調整区域の区分を定めております。水色やオレンジ色で示している区域は区域区分を定めていない都市計画区域であり、今回の 3 つの議案については、こちらに該当いたします。12 の都市計画区域の、県全体に占める面積の割合は約 29 パーセント、人口割合では約 88 パーセントとなっております。

次に都市計画区域の整備、開発及び保全の方針についてです。都市計画区域の整備、開発及び保全の方針は、都市計画の基本的な方針を定めるもので、都市の発展の動向、当該都市計画区域における人口、産業の現状及び将来の見通し等を勘案して、中長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての大きな道筋を明らかにするものです。この方針は、おおむね 20 年後の都市の姿を展望した上で都市計画の基本的方向を定めるもので、都市施設、市街地開発事業等についてはおおむね 10 年以内に整備するものを整備の目標として示すこととなっております。また、都市計画区域において定められる都市計画は、この整備、開発及び保全の方針に即したものでなければならないと都市計画法に規定されております。

今回の議案である志津川、亘理、山元の各都市計画区域は、平成 16 年に整備、開発及び保全の

方針を定めており、策定以降、十年以上経過していることや、当該沿岸部が東日本大震災により甚大な被害を受け、その復旧・復興に伴い策定時から土地利用や都市施設が大きく変化していることなどから、平成25年から都市計画基礎調査を実施し、今回の見直しに至ったものであります。

次に、各市町における復興まちづくりの考え方をご説明いたします。スライドの「沿岸市町の復興のイメージ」のとおり、沿岸部の各市町では、その地域特性を踏まえ、平地が少ない海岸沿いの南三陸町では高台移転・職住分離を基本として復興を進めており、農・畑作地帯などの平地が広がる亘理町、山元町では防潮堤の背後に嵩上げ道路などによる多重防御施設を整備することにより、災害に強いまちづくりを進めております。南三陸町では、住宅用地は高台移転を基本とし、旧市街地は産業系の土地利用を図ることとしております。これにより、L1レベルの津波に対しては、海岸防潮堤等で防御し、住宅地や産業・観光施設が守られる計画となっております。L2レベルの津波に対しては、海岸防潮堤を超え、産業・観光施設は浸水することとなりますが、海拔20メートル以上の高台移転した住宅地は守られる計画となっております。亘理町では、JR駅などの既存市街地を中心にコンパクトなまちづくりを進めることを基本とし、L1レベルの津波に対しては、海岸防潮堤で防御し、市街地が守られる計画となっております。L2レベルの津波に対しては、海岸防潮堤を越えても、高盛り土道路などにより浸水深を2メートル未満に抑え、多くの市街地を守る計画となっております。山元町では、内陸移転したJRの新しい駅を中心としたコンパクトなまちづくりを進めることとし、L1レベルの津波に対しては、海岸防潮堤で防御し、新市街地を守る計画となっております。L2レベルの津波に対しては、海岸防潮堤を越えても、高盛土道路となる県道相馬亘理線で浸水深を2メートル未満に抑え、多重防御施設の背後で多くの可住地エリアを確保する計画となっております。

それでは、議案の説明に移らせて頂きますが、議案の説明の前に、南三陸町における復旧・復興の状況についてご説明いたします。南三陸町では、志津川地区、志津川中央地区、志津川東地区の3地区を中心に、復興事業を行っております。旧市街地である「志津川地区」は、殆どが東日本大震災により浸水し、現在、災害危険区域に指定されており、住宅地の立地を制限しながら、震災前に居住していた住宅を高台の「中央地区」や「東地区」、「西地区」に移転し、元地となった志津川地区においては、被災市街地復興土地区画整理事業により、平均約6メートル程度の嵩上げを行い、水産関連や沿道商業、流通・業務などの各産業を集積することとしております。志津川漁港背後の防潮堤につきましては、平成28年度中に完成すると伺っております。「志津川中央地区」、「志津川東地区」は、防災集団移転促進事業と災害公営住宅整備事業、津波復興拠点整備事業により復興まちづくりを進めており、災害公営住宅については、去る3月20日に整備を完了したところであり、その他造成工事も今月中には完了する予定となっております。また、津波復興拠点整備事業により整備が行われている公民館や役場新庁舎などの公共施設については、それぞれ平成29年度に完成する予定となっております。また、三陸縦貫自動車道の南三陸海岸インターチェンジから歌津インターチェンジ間や国道45号、国道398号、一般県道志津川登米線についても、平成29年度に完成予定となっております。

それでは、議案第2338号「志津川都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の変更につきましてご説明いたします。議案書は5ページになりますが、説明につきましては、議案書別冊で説明させていただきます。議案書別冊の3ページをお開き願います。「整備、開発及び保全の方針」については、その都市計画区域が所属する広域圏の基本方向を記載し、次にそれぞれの都市計画区域についての「目標」や「主要な都市計画の決定の方針」などを記載する構成としております。この

ページには、気仙沼及び志津川都市計画区域からなる広域気仙沼・本吉圏におけるまちづくりの基本方向を記載しております。まず、まちづくりに求められている課題についてです。本圏域は、古くから水産業を基幹産業として発展してきましたが、東日本大震災により壊滅的な被害を受けました。現在、本圏域では「災害に強いまちづくり」と「地域産業の再生」が進められ、また、三陸縦貫自動車道の整備により他圏域との連携強化や交流人口拡大などが期待されています。さらには、豊かな自然環境、自然風景の再生・維持などが求められております。このようなことから、本圏域では、「復旧・復興事業による災害に強いまちづくり」「水産業をはじめとする地域産業の再生」「本圏域の骨格を形成する道路ネットワークの早期整備による他圏域との連携強化」「豊かな自然環境、自然風景の再生・維持」の4つをまちづくりの基本方向とし、本圏域の整備、開発及び保全を推進していくこととしております。

4ページをご覧ください。志津川都市計画区域における都市計画の目標などを記載しております。都市計画区域の範囲は南三陸町の一部となり、その規模は900ヘクタールと行政区域16,340ヘクタールの約6パーセントにあたります。都市計画区域内の人口は、直近の国勢調査を使用して、県の総合計画である「宮城の将来ビジョン」に沿って推計し、平成47年で3,600人としております。

5ページをご覧ください。本区域の目指すべき将来像を「災害に強く安らぎと賑わいのあるまちづくり」とし、都市づくりの基本方針を「居住地の高台移転などによる災害に強いまちづくり」、「水産業を中心とする地域産業の再生」、「本区域の骨格を形成する道路ネットワークの整備と公共交通ネットワークの維持・充実」、「豊かな自然環境、自然風景の再生・維持」の4つとしております。また、区域区分については、都市規模や将来の人口規模などから、引き続き定めのないものとしております。

6ページをご覧ください。土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針を記載しております。基本方針としまして、沿岸部などの災害危険区域の指定がなされた区域は、住宅の立地を制限し、高台移転による新しいまちづくりに取り組むとともに、移転元地では水産業をはじめとする地域産業の集積を図ることとしております。主要用途の配置の方針として、「商業地」と「工業地及び流通業務地」、「住宅地」の3つに分け、「商業地」については、新たなBRTの志津川駅周辺に商業機能の集積を図り、高台の新しい市街地に日常生活を支える小売店舗やサービス業などを配置するよう努めることとしております。「工業地及び流通業務地」につきましては、志津川漁港の背後地区に市場や水産加工施設などを配置し、国道45号沿道に工業地、流通業務地を集積し地域産業の再生と新たな企業の誘致を図ることとしております。「住宅地」につきましては、災害危険区域の指定がなされた区域の住宅等を高台に移転し、既存住宅と一体となった良好な居住環境の形成を図ることとしております。

7ページをご覧ください。交通施設の都市計画の決定の方針について記載しております。基本方針として、自動車専用道路や国道、県道などの本区域の骨格を形成する道路と、それに接続する都市計画道路を整備し、総合的な交通ネットワークを形成するとともに、BRTを基軸とした公共交通ネットワークの形成を目指すこととしております。概ね10年以内実施することを予定する主要な事業としては、表に記載のとおり、三陸縦貫自動車道や国道45号、国道398号、一般県道志津川登米線などとしております。

8ページをご覧ください。市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針について記載しております。市街地開発事業は、被災した沿岸部の居住地を高台に移転し、移転元地において被災市街地復興土地地区画整理事業により産業の再生と集積を進め、災害に強く安心して暮らせる市街地

の形成を図ることを基本方針としております。概ね10年以内に実施することを予定する主要な市街地開発事業としては、このページの表に記載のとおり、志津川地区における被災市街地復興土地区画整理事業としております。なお、市街地開発事業ではございませんが、同じような面整備事業である志津川地区の志津川東団地、中央団地における防災集団移転促進事業についても、参考までにその下の表に記載してございます。

9ページをご覧ください。自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針について記載しております。基本方針としては、優れた自然環境、都市景観、郷土景観を構成する山地、丘陵地、河川、海岸などの保全を図るとともに、復興事業などにより公園・緑地の整備を進め、自然が共生する賑わいのあるまちづくりを目指すこととしております。おおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業としては、下段の表に記載のとおり、南三陸町震災復興祈念公園及び松原公園としております。

10ページをご覧ください。防災に関する都市計画の決定の方針を記載しております。基本方針としては、東日本大震災を踏まえ、防御施設や避難路の整備、高台移転等による居住地の安全確保等を行うことにより、災害に強く安全な都市構造への転換を図るとともに、地震・津波に対する被害の実状と教訓の伝承や、土砂災害等に対する迅速な避難情報発令などに努めることとしております。おおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業としては、志津川東地区及び志津川中央地区の津波復興拠点整備事業としております。

最後に、これまでご説明してきた各都市計画の決定の方針を図で表したものを11ページに示してございます。

以上で、議案第2338号、志津川都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更についての説明を終わります。なお、縦覧の結果、意見書の提出はございませんでした。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○舟引議長 ただいま、事務局からご説明いただきました。これから審議に入りたいと思います。委員の皆様から御意見、御質問があれば御発言ください。それでは、徳永委員お願いします。

○徳永委員 宮城大学の徳永でございます。この志津川についてということではないのですが、他の3件でもほぼ共通したことということでお話をさせていただきます。私は公共交通をやっておりますのでその観点からですが、公共交通というものの位置づけがどうしても現在の都市計画の中で後付け的な形になってしまう。一応書いてはいただいているのですが、志津川の場合ですと序の部分であまり触れられてなくて、5ページでは公共交通ネットワークの維持充実というように書いてはいただいているのですが、果たしてそれが具体的にこの都市計画の中できちんと位置付けられているのかというと、残念ながら道路ネットワークとしてはあるのだけれどもここにどう公共交通を走らせていくのかという方針がないものですから、結果的に高齢化社会を迎えた中で、公共交通では生活しづらい、過度に車に依存したまちづくりになってしまっているのではないかと考えております。今の都市計画の中でどこまで書き込めるのかというのはあるのですが、公共交通というものの位置づけというものをもう少し明確に打ち出していただけるとありがたいなと思っております。特に、コンパクト・プラス・ネットワークという中では、単に道路のネットワークというだけではなくて、公共交通としてどういうネットワークを組んでいくのかということが明確に出されない、まちの形、あるいはどこに住めばいいのかということも決まってくれないと思っております。

で、よろしくお願ひいたします。

○事務局（尾形都市計画課長） 資料のスライド等にはつけさせていただいたのですが、徳永委員のおっしゃるとおり、5ページのところに、BRTや乗り合いバスの維持充実というような形で書いてはいるのですが、3件ともというご意見のとおり、具体的なバスネットワークの形とか、デマンドの形という言葉が出てきてないというのはそのとおりだと思いますので、その辺りのご意見を尊重させていただきながら、対応させていただきたいと思います。

○舟引議長 他にはいかがですか。はい、阿留多伎委員お願ひします。

○阿留多伎委員 一つ教えていただきたいのですが、人口が4,900人から、平成47年には3,600人に減少するということですが、この人口の減少分というのは、この中のどの部分でどのように減ると考えたらいいのでしょうか。人口減少を前提とした都市計画というはすごく難しいので、南三陸町の場合どう考えているのか教えていただければ。おかしいとかいう指摘ではなくて、難しいことなのでどう考えられているのか教えていただきたいということです。

○事務局（尾形都市計画課長） 都市計画の区域ベースでは変更ございません。ただ、前は職住混合というか、住居と職場が混在しているまちづくりであって、まち自体がなんとなく広がっていたというものでありましたが、人口が震災によって減って、統計によりましてもこのような人口になっておりますけれども、まちづくりの形としましては、震災後職住分離を図ったことで住居の密度としては上がってきておりますし、元地である区画整理事業の審議のときに阿留多伎先生にも御意見いただきましたが、震災復興祈念公園の西側の土地につきまして、もともと市街地であったものを農地に戻していくような計画もあって、都市計画区域は変わらないのですが、土地利用上は集積する形で進めていくという計画となっております。

○阿留多伎委員 平成27年で4,900人いるということですが、事業が全部終わった時点で同じくらいの人口か、あるいは少し増えるかということかと思うのですが。都市計画区域内の人口として、これが20年で1,300人くらい減少すると。この減少分はどのへんで減っていくと考えていますかという質問です。全体的に薄まっていくということなのでしょうか。それともどこかのエリアが集中的に減っていくと考えているのか。

○事務局（尾形都市計画課長） 南三陸町につきましては、半島部も含めまして、他の地域に移動してしまった方がいらっしゃいます。今のところ20年後の推定値としては3,600人と考えてございますが、登米等の仮設に移り住んでいる方や、一次的に出られている方がいらっしゃると思います。この方たちをどれほど捉えられるかというのはまだ推測の域を出ていませんので、その方たちが戻ってくるという可能性も残しております。どの地域がどれだけ減ったというのはつかんでいませんが、もともと志津川都市計画区域内に居られた方については、概ねエリアの西の方の方々、旧市街地の方々から減ってきているという気がします。

○阿留多伎委員 今の減り方ではなくて、20年後に1,300人減る分というのは、住宅地の中のど

の辺りから減っていくというふうに考えるか。市街地を区域から除外していくことを考えなくてはいけないのか、それとも全体的に薄まっていくから密度の低い市街地になっていくと考えるのか。人口が減少する都市計画の考え方というのはなかなかないので、実験だと思うのですね。どう考えているのかというのを教えていただければと。おかしいとかいう指摘ではありません。

○事務局（尾形都市計画課長） どこからというのはちょっと難しいかもしれません。災害公営住宅については、現在お住まいの方々を基準に造っておりますし、報道でも取り上げられておりますが、高齢者の入居が多いこともあって、自然減ということも当然考えられると思います。ただ災害公営住宅の今後の使い方については、またこれから考えていかなければいけないのですけども、公営住宅が新たに造られたと解釈すれば、その分として利用が伸びた場合に数字が伸びることも考えられますので、今のところの推計上は自然減と考えておりますが、災害公営住宅の使い方を考えながら、維持できればと考えております。

○舟引議長 よろしいですか。では、他にいかがですか。はい、では伊藤委員。

○伊藤（直）委員 今の話にも関連するのですが、これからの議案も同様ですが、都市計画区域というのはこういう考え方で設定されているというのがあると私も理解しています。ただいまお話のあったように、将来人口は減少傾向にあって急減していくという予想がされているわけですね。そういうときに、都市計画区域に人口減少がどう影響を及ぼすのかという考え方について、もし今の流れの中で何か示されているのであればお聞かせ願いたいし、都市計画の区域というのは、整備し、開発し、保全するという整序を伴う区域全体を都市計画区域として定めているということですから、むしろ区域が広ければ広いほど、都市的なよい利用というものができるとは思います。今は先ほどお話が出ましたように、高齢化そして急激な人口減少といったときに、今後の都市計画の区域、規模のあり方考え方に何か議論がされているのかどうか。その辺を参考にお聞かせ願えればと。なぜかという、先ほど説明があったように、この南三陸の都市計画区域は町の面積の約6パーセントなんですね。次の亘理などは、たぶん町の面積の9割ぐらいが都市計画区域になっている。そういうこともありますので、人口減少に伴うことで、区域のあり方に新たな考え方、議論が出ているのかどうか、御紹介いただければと思います。

○事務局（尾形都市計画課長） ご指摘のとおりだと思いますが、都市計画区域をどうしようという具体的な議論はまだないと思っております。ただ町村にあっては人口が一万人以上の中で都市計画を定めるということになってはいますが、そういうことも含めれば人口が減ってきている中で、都市計画区域そのものがこれでいいのかということも当然出てくると思います。線引きがある場合は、逆線引きをするべきだとか、人口減少社会に向けて市街化区域の区域はどう考えるかという議論は具体的に出てきていますが、都市計画区域自体をどうするかまでは、今後検討していかなければならないのかなど。おっしゃるように志津川は山地、丘陵地が大部分をしめているということもありまして、歌津については以前から都市計画区域に入っておりませんでした。もともと志津川だけに都市計画区域がかかっていたこともあり、そこを含めて志津

川は6パーセントのエリアで今回の見直しをしていきたいと考えております。亘理町については9割ぐらい都市計画区域に入っているものの、実際には農地も含めた都市計画区域になっていることもあって、そこはもう少し慎重に見ていかなければならないと思います。山元町については、100パーセントのエリアとなっていますが、これまで都市施設や用途を決めていなかったこともあって、今後山元全体の都市計画のあり方について考えていかなければならないと思っています。

○舟引議長 よろしいですか。冒頭にありました徳永委員からの御質問の件ですが、特段何か議案をどうするという事ではないですか。

○事務局（尾形都市計画課長） 今回の整開保の中ではこのまま通させていただきますが、各市町の都市マスの中に入れ込んでいくとか、公共交通網形成計画の中でその辺りを記述する方向で検討させていただければと思います。

○舟引議長 今回の議案の内容を変えるということではないという理解でよろしいですか。徳永委員もよろしいですか。その他、御意見、御質問はございますか。それではお諮りいたします。議案第2338号について、原案のとおり承認することに御異議はございませんか。

[「異議なし」の声]

○舟引議長 御異議ないものと認め、本案については、原案のとおり承認することに決定いたします。

【議決】 議案第 2338 号：原案のとおり承認する。（賛成 14 名，反対 0 名）

議案第 2339 号 亘理都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の変更について

○舟引議長 次に、議案第 2339 号「亘理都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の変更」について、を議題といたします。事務局から議案の内容を説明願います。

○事務局（尾形都市計画課長） それでは、議案第 2339 号、「亘理都市計画区域の整備，開発及び保全の方針」の変更につきましてご説明します。志津川と同じように、議案の説明の前に、亘理町における復旧・復興の状況についてご説明いたします。

亘理町では、荒浜地区を始めとする沿岸部の市街地が津波により大きな被害を受けたため、これら沿岸部に災害危険区域を指定し、防潮堤と高盛り土道路による多重防御施設により災害に強いまちづくりを進めております。防災集団移転促進事業、災害公営住宅については、全ての整備が完了しております。また、防潮堤や多重防御施設である高盛り土道路の町道橋本堀添線については、平成 30 年度に完成予定となっております。亘理町では、既存市街地の未利用地を活用し、防災集団移転促進事業や災害公営住宅整備事業を実施し、既存市街地に人口を集積したコンパクトなまちづくりが進められています。また、先ほどご説明したとおり、災害公営住宅については、全ての整備が完了しております。常磐自動車道については、鳥の海スマートインターチェンジが平成 28 年 3

月に開通しております。

次に議案の説明に入らせて頂きます。議案書は7ページになりますが、説明につきましては、議案書別冊で行います。先程の志津川都市計画区域では、まず始めに広域圏の基本方向を記載し、次に都市計画区域の目標を記載しておりましたが、互理、山元都市計画区域が所属する広域仙台都市圏においては、現在、その広域圏の殆どを占める仙塩広域都市計画区域について整備、開発及び保全の方針の見直し作業が進められていることから、その見直し作業を待って、広域仙台都市圏の基本方向を作成することといたしました。

議案書別冊の14ページをご覧ください。こちらには互理都市計画区域における都市計画の目標を記載しております。都市計画区域の範囲は互理町の一部となり、その規模は7,000ヘクタールと行政区域7,360ヘクタールの95パーセントにあたります。都市計画区域内の人口は直近の都市計画区域内の人口は、直近の国勢調査を使用して、県の総合計画である「宮城の将来ビジョン」に沿って推計し、平成47年で32,500人としております。

15ページをご覧ください。本区域の目指すべき将来像を「災害に強く暮らしやすさがあふれるまちづくり」とし、都市づくりの基本方針を「多重防御などによる災害に強く安心して暮らせるまちづくり」、「人口集積によるコンパクトな市街地の形成」、「農業や水産業をはじめとする地域産業の再生」「本区域の骨格を形成する道路ネットワークの整備と公共交通ネットワークの維持・充実」、「豊かな自然環境、自然風景の再生・維持」の5つとしております。また、区域区分については、先程の志津川都市計画と同様の理由から、引き続き定めのないものとしてございます。

16ページをご覧ください。土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針を記載しております。基本方針として、既成市街地を中心に人口の集積に努め、コンパクトなまちづくりを進めることとし、また、互理駅東側に、役場新庁舎などの公共業務機能の整備を図ることとしております。主要用途の配置の方針として、「商業地」と「工業地及び流通業務地」、「住宅地」の3つに分け、「商業地」については、国道6号及び県道塩釜互理線の沿道に小売業、飲食店、業務施設の集積を図ることとしております。「工業地及び流通業務地」については、互理インターチェンジや国道6号、県道塩釜互理線などの交通条件を生かして産業の集積に努め、環境の悪化をもたらすおそれの少ない施設の立地を促進することとしております。「住宅地」につきましては、既存市街地の互理駅周辺、逢隈駅周辺、浜吉田駅周辺、荒浜地区を中心に人口の集積に努めることにより、コンパクトなまちづくりを進めるとともに、居住環境及び防災性の向上を図ることとしております。

17ページをご覧ください。交通施設の都市計画の決定の方針について記載しております。基本方針として、自動車専用道路や国道、県道などの本区域の骨格を形成する道路やJR常磐線を活用するとともに、デマンド型交通などの公共交通ネットワークの形成を目指すこととしております。概ね10年以内実施することを予定する主要な事業としては、こちらのページ中段に記載のとおり、常磐自動車道の4車線化としてございます。ページ下段をご覧ください。下水道の都市計画の決定の方針を記載しております。下水道については、被災した施設の復旧や老朽化施設の更新、施設の耐震化等を図ることとしております。また、汚水については、新たに整備される市街地について重点的に進めていくこととし、雨水については、広域地盤沈降により浸水被害の危険性が一層高まった地区について、優先的に対策を図っていくこととしております。

18ページをご覧ください。概ね10年以内実施することを予定する主要な事業としては、互理町流域関連公共下水道としております。

19ページをご覧ください。自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針について記

載しております。基本方針としては、優れた自然環境，都市景観，郷土景観を構成する丘陵地，河川，海岸などの保全を図るとともに，復興事業などにより公園・緑地の整備を進め，優れた自然と調和した都市の形成を目指すこととしております。

20 ページをご覧ください。防災に関する都市計画の決定の方針を記載しております。基本方針としては，東日本大震災を踏まえ，防御施設や高盛り土道路の整備などにより，災害に強く安全な都市構造への転換を図るとともに，地震・津波に対する被害の実状と教訓の伝承や，土砂災害等に対する迅速な避難情報発令などに努めることとしております。

最後に，これまでご説明してきた各都市計画の決定の方針を図で表したものを 21 ページに示しております。

以上で，議案第 2339 号，互理都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の変更についての説明を終わります。縦覧の結果，意見書の提出はございませんでした。よろしくご審議賜りますよう，お願い申し上げます。

○舟引議長 ただいま事務局から御説明いただきましたが，委員の皆様から御意見，御質問をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。はい，徳永委員お願いします。

○徳永委員 公共交通は先ほどと同様なので省略いたしますが，16 ページで国道 6 号と県道相馬互理線沿道ということで記述されていますが，21 ページを見ると県道の方が全く指定されていないようなのですが，これはこのままでよろしいのか。確か都市マスではある程度商業地という位置づけがあったかと思いますが。これが 1 点と，もう 1 点が互理駅周辺の用途地域の範囲ですが，東側の境界がよく分かりません。ここに公共ゾーンが入ると思うのですが，そこに色が塗られていないように見えます。そのあたりを教えていただければと思います。

○事務局（尾形都市計画課長） 塩釜互理線は互理駅の南側に東西に広がる道路ですが，その上の黄色の辺りに工業団地が形成されていますが，まだ用途は定められておりません。先ほどの役場の部分についても現状田んぼのところ，仮設住宅の用地にしていたところがあるのですが，ここに役場を移転しようとしておまして，まだそこも用途を指定していないということで，実際にはその黄色の上に青色が入るようになるのですが，現状ではまだ用途が定められておりません。

○徳永委員 未確定部分があるので今回は地図に落としていないという理解でよろしいでしょうか。

○事務局（尾形都市計画課長） まだ確定していないので，今回は入れておりません。

○舟引議長 よろしいですか。その他いかがでしょうか。では，内田委員お願いします。

○内田委員 基本的なことをお伺いしますが，こちらに概ね 10 年以内実施を予定するという記載があるのですが，これは着手ということでしょうか，それとも完了ということでしょうか。

○事務局（尾形都市計画課長） 概ね 10 年以内に着手及び事業化としております。完了ではありません。

せん。

○舟引議長 内田委員よろしいですか。その他いかがでしょうか。よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第 2339 号について、原案のとおり承認することに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

○舟引議長 御異議ないものと認め、本案については、原案のとおり承認することに決定いたします。

【議決】議案第 2339 号：原案のとおり承認する。(賛成 14 名, 反対 0 名)

議案第 2340 号 山元都市計画区域の整備, 開発及び保全の方針の変更について

○舟引議長 次に、議案第 2340 号「山元都市計画区域の整備, 開発及び保全の方針の変更」について、を議題といたします。事務局から議案の内容を説明願います。

○事務局(尾形都市計画課長) それでは、議案第 2340 号、「山元都市計画区域の整備, 開発及び保全の方針」の変更についてご説明いたします。議案の説明の前に、同じように山元町における復旧・復興の状況についてご説明いたします。

山元町では、「新山下駅周辺地区」「宮城病院周辺地区」「新坂元駅周辺地区」の 3 地区を中心に、復興事業により新たな市街地の整備を行っており、この 3 地区に市街地を集約して、コンパクトで質の高いまちづくりを進めていくこととさせていただきます。「新山下駅周辺地区」は、防災集団移転促進事業と災害公営住宅整備事業、津波復興拠点整備事業により復興まちづくりを進め、昨年 10 月にまちびらきを行い、同年 12 月には JR 常磐線が再開しております。「新坂元駅周辺地区」も、防災集団移転促進事業と災害公営住宅整備事業、津波復興拠点整備事業により復興まちづくりを進め、昨年 10 月にまちびらきを行い、JR 常磐線も再開しております。「宮城病院周辺地区」は、防災集団移転促進事業と災害公営住宅整備事業を行っており、平成 29 年に完成予定となっております。常磐自動車道につきまいては、来月 4 月 1 日に常磐自動車道山元南スマートインターチェンジが供用開始される予定となっております。

では、議案の説明に入らせて頂きます。議案書は 9 ページになりますが、説明につきましては、議案書別冊で行います。議案書別冊の 24 ページをご覧ください。

山元都市計画区域の範囲は、山元町の全域となり、その規模は 6,458 ヘクタールとなります。都市計画区域内の人口は、直近の国勢調査を使用して、県の総合計画である「宮城の将来ビジョン」に沿って推計し、平成 47 年で 11,600 人としております。

25 ページをご覧ください。本区域の目指すべき将来像を「災害に強くコンパクトで質の高いまちづくり」とし、都市づくりの基本方針を「多重防衛などによる災害に強く安心して暮らせるまちづくり」、「鉄道駅周辺などにおけるコンパクトな市街地の形成」、「農業や水産業をはじめとする地域産業の再生」、「本地区の骨格を形成する道路ネットワークの強化と公共交通ネットワークの整備」、「豊かな自然環境, 自然風景の再生・維持」の 5 つとしております。なお、区域区分につきましては、これまでの 2 区域と同様の理由から、引き続き定めないものとしております。

26 ページをご覧ください。土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針を記載しております。基本方針として、内陸側に整備される新たな市街地の新山下駅周辺、新坂元駅周辺、宮城病院周辺において、用途地域や地区計画を定めることにより土地利用を誘導し、また、沿岸部などの災害危険区域の指定がなされた区域においては、農産品などの地域産業の集積を図ることとしております。ページ中段をご覧ください。交通施設の都市計画の決定の方針について記載しております。基本方針として、自動車専用道路や国道、県道などの本区域の骨格を形成する道路やJR常磐線を活用するとともに、デマンド型交通などの公共交通ネットワークの形成を目指すこととしております。概ね10年以内に実施することを予定する主要な事業は、ページ下段に記載のとおり、常磐自動車道をはじめ、主要地方道相馬亙理線などとしてございます。

27 ページをご覧ください。下水道の都市計画の決定の方針を記載しております。下水道については、耐用年数が経過した施設の改築・更新や施設の耐震化などを図っていくこととしております。また、汚水については、被災し新たに整備される市街地について重点的に進めていくこととしております。概ね10年以内に実施することを予定する主要な事業としては、山元町特定環境保全公共下水道としております。

28 ページをご覧ください。自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針について記載しております。基本方針としては、優れた自然環境、都市景観、郷土景観を構成する丘陵地、河川、海岸などの保全を図るとともに、復興事業などにより公園・緑地の整備を進め、悠々とした緑豊かな都市の形成を目指すこととしております。

29 ページをご覧ください。防災に関する都市計画の決定の方針を記載しております。基本方針としては、東日本大震災を踏まえ、防御施設や避難路の整備、内陸移設による居住地の安全確保を行うことにより、災害に強く安全な都市構造への転換を図るとともに、地震・津波に対する被害の実状と教訓の伝承や、土砂災害等に対する迅速な避難情報発令などに努めることとしております。概ね10年以内に実施することを予定する主要な事業としては、新山下駅周辺地区、新坂元駅周辺地区の津波復興拠点整備事業としております。

最後に、これまでご説明してきた各都市計画の決定の方針を図で表したものを30ページに示しております。

以上で、議案第2340号、山元都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更についての説明を終わります。縦覧の結果、意見書の提出はございませんでした。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○舟引議長 ただいま事務局から説明いただきました。委員の皆様から御意見、御質問を頂きたいと思っております。では、高橋委員お願いします。

○高橋委員 文言の確認ですが、27ページの下水道のところ、山元町特定環境保全公共下水道とありますが、都市計画区域の中で特定環境保全というので間違いのないかの確認です。

○事務局（尾形都市計画課長） 特定環境保全公共下水道というのは、自然公園区域内の水質保全や農村漁村の生活環境保全を図ることが目的で整備される下水道でありまして、対象人口が1万人以下の小規模なものとなっております。都市計画事業であるかということは置いておいて、下水道に関する記述ということで書かせていただきました。

○舟引議長 その他いかがですか。

(「なし」の声)

○舟引議長 よろしいですか。それでは、お諮りいたします。議案第 2340 号について、原案のとおり承認することに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

○舟引議長 御異議ないものと認め、本案については、原案のとおり承認することに決定いたします。

【議決】議案第 2340 号：原案のとおり承認する。(賛成 14 名, 反対 0 名)

議案第 2341 号 特殊建築物の敷地の位置について

○舟引議長 次に、議案第 2341 号「特殊建築物の敷地の位置について」を議題といたします。事務局から議案の内容を説明願います。

○事務局(千葉建築宅地課長) 建築宅地課でございます。私からは、「特殊建築物の敷地の位置について」の 2 議案を御説明いたしますので、よろしく願いいたします。

まず、議案第 2341 号について御説明いたしますので、「議案書」の 10 ページをご覧ください。この議案は、建築基準法第 51 条第 1 項ただし書きの規定により、特殊建築物の位置について、御審議いただくものでございます。建築基準法第 51 条でございますが、都市計画区域内におきまして、ごみ焼却場や、今回の議案の対象となっている産業廃棄物処理施設などの特殊建築物とよばれるものにつきまして、都市計画決定したもの以外は新築等を禁止しておりますけれども、同条のただし書きにおいて許可することができとなっております。その許可する前に都市計画審議会に附議するという形になっておりまして、本日 2 議案について附議するものでございます。

次のページをお開きください。11 ページになります。御審議いただく施設の概要を記載しております。施設名称は、産業廃棄物処理施設、建築主は、富谷市ひより台の株式会社クリーンライフ。敷地の位置は、富谷市ひより台 2 丁目 1 番 1 他 2 筆で、敷地面積は 3,770.57 平方メートルとなっております。用途地域は仙塩広域都市計画区域の準工業地域でございます。次に建築物の欄をご覧ください。用途は産業廃棄物中間処理施設で、新たな建築行為はありません。構造、規模等の欄に記載のある中間処理施設、事務所及び倉庫はすべて既存の建築物を使用する計画となっております。次の処理施設の処理内容、及び処理能力は産業廃棄物中間処理で、1 日あたりの処理量につきましては、がれき類の破碎が 14.3 トンを予定しております。廃プラスチック類又は木くずの破碎も予定されておりますが、1 日あたり 2.1 トンということで、5 トン以下の為許可の対象外となります。

ここで許可が必要となった理由につきまして御説明させていただきます。建築主のクリーンライフは、平成 24 年から当地で、産業廃棄物の収集運搬や積み替え保管を行っておりますが、がれき類の破碎処理について、東日本大震災の復興工事による需要に対応できるよう、破碎処理能力の向

上を図るため、許可が必要となったものです。

次に、議案書の 12 ページをお開きください。図面で説明させていただきます。左上の位置図を御覧願います。申請位置が立地場所で赤い丸で表示しております。南北に延びる国道 4 号に面しており、紫色の部分が準工業地域となっております。位置図の右下で青い丸で表示した位置に富谷市役所があり、申請位置は市役所から北西へ約 1.3 キロメートル離れた位置に位置しております。申請位置に最も近い文教施設等は病院で、東に 350 メートル程離れております。次に左下の付近見取図を御覧ください。赤線で囲まれた範囲が今回の申請位置となっており、周辺には、店舗や事務所などが立地しております。次に右側の配置図を御覧ください。国道 4 号と、町道西沢線の間の赤線で囲まれた範囲が敷地となります。敷地内の建築物は、廃プラスチック類の破碎処理を行う中間処理施設、事務所及び倉庫の 3 棟となりますが、いずれも既存建築物の利用となります。今回の許可対象となっておりますのは、中間処理施設の東側の屋外に設置されている破碎機によって処理するがれき類の中間処理という形になります。図面に赤で破碎機と書いてあるところで中間処理するということとなります。中間処理するがれき類は、県内の建設工事、解体工事などから排出されるもので、破碎して再生砕石として県内の土木建築業者等に販売いたします。搬出入は国道 4 号から行い、搬出入のトラックは、1 日あたりで 12 台程度を見込んでおります。就業時間は午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までの約 8 時間を予定しております。

次に図面から離れまして、環境対策について御説明させていただきます。口頭になりますが、当該施設的环境対策については、飛散防止については、破碎機周辺に高さ 3 メートルの鋼板で壁を設置することで粉じんの飛散防止を図り、必要に応じて散水等の措置を講じます。騒音及び振動につきましては、破碎機に近接した敷地境界線で予測評価を行いまして、宮城県公害防止条例に基づく規制値内であることを確認しております。水質汚濁防止につきましては、汚水や雑排水は公共下水道に放流します。雨水については、場内の側溝で集水しまして、運搬車両による油類の漏出に備えた、既設の油水分離槽を経由して道路側溝に放流しています。悪臭発生の恐れはありません。

周辺の住民の方々への事業計画の説明につきましては、県の「産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱」に基づきまして、周辺 4 町内会を対象として 2 回実施済みでございます。また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく設置許可は、保健所の方で所管しておりますが、昨年 9 月 12 日に申請済みでございます。

最後に、当該施設が立地する富谷市からは、市の総合計画及び都市計画等に基づく土地利用計画に支障がない旨の回答を得ております。

以上で、議案第 2341 号の説明を終わります。御審議の程よろしくお願いいたします。

○舟引議長 ただいまの事務局から説明いただきました。委員の皆様から御意見、御質問を受けたいと思います。よろしくお願い致します。御意見がないようですがよろしいでしょうか。それでは、お諮りします。議案第 2341 号について、原案のとおり承認することに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

○舟引議長 御異議ないものと認め、本案については、原案のとおり承認することに決定いたします。

【議決】 議案第 2341 号：原案のとおり承認する。(賛成 14 名、反対 0 名)

議案第 2342 号 特殊建築物の敷地の位置について

○舟引議長 最後に、議案第 2342 号「特殊建築物の敷地の位置」について、を議題といたします。
事務局から議案の内容を説明願います。

○事務局（千葉建築宅地課長） 議案第 2342 号について御説明いたしますので、議案書 13 ページをご覧ください。建築基準法第 51 条第 1 項ただし書きの規定により、特殊建築物の敷地の位置について御審議いただくものです。

14 ページをお開き願います。御審議いただく施設の概要を記載しております。施設名称は、産業廃棄物処理施設、建築主は、亘理郡山元町山寺字西頭無の有限会社安田工務店でございます。敷地の位置は、図面上部の事務所 1 棟です。がれき類は、山元町内及び近隣市町の建設工事、解体工事などから排出されるもので、破碎して、再生砕石として自社工事で使用、または建設業者等に販売します。搬出入につきましては、主要地方道相馬亘理線から行い、搬出入のトラックは、1 日あたりで 25 から 26 台を見込んでおります。就業時間につきましても、午前 8 時から午後 5 時までの約 8 時間ということで、日中を予定しております。

図面から離れまして、環境対策について口頭で説明させていただきます。まず、飛散防止につきましては、敷地の周囲に高さ 3 メートルの鋼板を設置することで、粉じんの飛散防止を図り、必要に応じて散水等の措置を講じます。騒音振動につきましては、予測評価を行いまして、宮城県公害防止条例に基づく規制値内であることを確認しております。水質汚濁防止につきましては、雨水等の排水は場内側溝に集水し、油水分離槽を経由して水路に放流します。また、事務所の排水は、合併処理浄化槽で処理してから水路へ放流いたします。悪臭につきましては、取扱う廃棄物がコンクリートのため、悪臭発生のおそれはありません。

周辺住民の方々への事業計画の説明については、県の「産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱」に基づきまして、町内全域を対象として 2 回ほど実施しております。

最後に、当該施設が立地する山元町からは、町の総合計画及び都市計画等に基づく土地利用計画上支障がない旨の回答を得ております。

以上で議案第 2342 号の説明を終わります。御審議の程よろしく願います。

○舟引議長 ただいまの事務局からご説明いただきました。委員の皆様から御意見・御質問はございませんか。はい、伊藤委員どうぞ。

○伊藤（直）委員 14 ページの敷地の中の位置についてですが、最後の 1 地先の水の一部とありますが、こういう表現なのですか。

○事務局（千葉建築宅地課長） 昔でいうと国有地である水路の一部ということですが。国有地は市町村に譲与されていますので、地先の水の一部という書き方が一般的となっていて、昔の赤線であれば道の一部というように記載するようになりました。

○舟引議長 その他いかがですか。はい、阿留多伎委員。

○阿留多伎委員 第一種の災害危険区域ということであれば、津波のときに事務所にいる方の避難というのはどのように考えられているのでしょうか。

○事務局（千葉建築宅地課長） 図面の15ページを見ていただきまして、主要地方道相馬亘理線が申請地の北側でL字クランクになっております。この相馬亘理線が南北に走っており津波を防御するかさ上げ道路となりますが、道路方線の変更により、今回の申請地はかさ上げ道路よりも海側に位置します。ですので、大変危ないところとなりますので、津波の際は避難しなければなりません。最寄の高台までは基本は徒歩となりますが、亘理郡は車避難の訓練も行っておりまして、町をあげて対応しているところです。とりあえずはかさ上げ道路の西側に、またそれを超えて6号線の方に逃げるというのを基本としております。

○阿留多伎委員 事務所が平屋なんですね。2階にした方がいいのではないかという思いもしたものですから。

○舟引議長 その他いかがでしょうか。よろしいですか。それでは、お諮りいたします。議案第2342号について、原案のとおり承認することに御異議はございませんか。

（「異議なし」の声）

○舟引議長 御異議ないものと認め、本案については、原案のとおり承認することに決定いたします。

【議決】 議案第2342号：原案のとおり承認する。（賛成14名、反対0名）

4 その他

○舟引議長 以上で、本日予定していました審議案件はすべて終了いたしました。委員の皆様から、何かこの他にございますか。なければ、事務局から何かありますか。

○事務局（尾形都市計画課長） 先日の3月11日で震災から6年が経過しました。都市計画事業で震災復興に関わった事業の進捗状況につきまして、映像を用意しましたのでご覧いただきたいと思っております。

（映像視聴）

○事務局（尾形都市計画課長） 以上ですが、6年間で復興がここまで来たというものをまとめてみました。委員の先生方にはこれまで大変お世話になりました。ありがとうございました。今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

○舟引議長 私の個人的なの感想ですが、私自身も地震の直後から、国土交通省において復興の

支援に関わってきました。ここまでこぎつけたこと、県の皆様の努力に負うところが大きいのかと思います。改めて敬意を表します。また、審議会の各委員におかれましても、様々な形で復興事業に御協力していただいたものと思います。今後とも、事業もまだまだ残っておりますので、御協力をお願いしたいと思います。

5 閉 会

○舟引議長 それでは、本日の会議はこれで終了いたします。御協力ありがとうございました。

○事務局（大内総括） 以上をもちまして、第184回宮城県都市計画審議会を終了いたします。なお、次回は、新年度の6月を予定しております。日程につきましては後日改めて御連絡を申し上げます。本日は、ありがとうございました。

平成29年3月23日（木）午後3時15分 閉会